

## 宇都宮大学工学研究科教員評価委員会内規

制 定 平成18年3月23日  
一部改正 平成19年2月20日  
" 平成20年2月19日  
" 平成27年3月17日

(趣旨)

**第1条** この内規は、国立大学法人宇都宮大学教員評価委員会規程第1条の規定に基づき、宇都宮 大学工学研究科教員評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

**第2条** 委員会は、教員評価に係る次の事項を実施する。

- 一 教員評価の評価項目及び評価内容並びに評価基準の策定
- 二 教員評価及び教員評価報告書の作成
- 三 委員会が必要と判断した教員からの意見聴取及び再評価
- 四 前号の再評価に係る報告書の作成
- 五 その他教員評価の実施に関し必要な事項

(組織)

**第3条** 委員会は、次の委員を持って組織する。

- 一 研究科長
  - 二 研究科長が指名した工学研究科選出の評議員1名
  - 三 各専攻（後期課程を除く。）から選出された教授各2名
  - 四 その他研究科長が必要と認めた者（本学部以外の者を含む。）
- 2 前項第2号、第3号及び第4号の委員は、研究科長が委嘱する。
- 3 第1項第2号、第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 第1項第3号の委員が委員会に出席できない場合は、当該系の教授の代理出席を認める。

(運営)

**第4条** 委員会に委員長を置き、工学研究科長をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、第3条第1項第2号の委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集しその議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

**第5条** 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

**第6条** 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(評価結果の公表)

**第7条** 教員評価の結果は、個人情報として取り扱い、公表しない。

(評価結果の活用)

**第8条** 委員会は、評価結果の活用に関する審議は行わない。

(庶務)

**第9条** 委員会に関する事務は、工学部事務部において処理する。

(補則)

**第10条** この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

1 この内規は、平成18年4月1日から施行する。

2 この内規は、本委員会の性格上、常に改善を図るものとする。

#### 附 則

1 この内規は、平成19年2月20日から施行する。

2 この内規施行の際現に委嘱されている第3条第1項第3号委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、2名のうち1名は平成19年3月31日までとし、残り1名は平成20年3月31日までとする。

#### 附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この内規は、平成27年4月1日から施行する。

2 この内規施行の際現に委嘱されている第3条第1項第3号委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、2名のうち1名は平成28年3月31日までとし、残り1名は平成29年3月31日までとする。